

## 主な改正の概要（平成 26 年 9 月 1 日適用）

## 関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第3類 第 03.02 項 第 03.05 項 第 05.11 項 第 16.04 項	魚の卵及びしらこ、 キャビア及びキャビア代用物	魚卵には、しらこも含まれる旨を明確化。 また、キャビア及びキャビア代用物については、調製又は保存に適する処理をしていくなくても、そのまま食するのに適したものについては、魚の調製品と同様、第 16.04 項に含まれる旨を明確化。
第 07.12 項	乾燥野菜	冷凍又は一時的な保存に適する処理をしてから乾燥した野菜についても、乾燥野菜として第 07.12 項に分類される旨を明確化。
第 28.33 項	天然のナトリウムの硫酸塩	天然のナトリウムの硫酸塩の例示について、関税率表解説の英語版と仏語版の表現を合わせる改正。
第 29.09 項 第 29 類第7節 第 29.20 項	鈍感化された有機過酸化物	鈍感化された有機過酸化物の分類を明確化するため、第 29 類の関連箇所に、一般式及び物質の例示を追記する改正。
第 29.34 項	複素環式化合物	ベンゾチアゾール環を有する複素環式化合物について、関税率表解説の例示の記載位置を修正。
第 30.02 項	トロンボモジュリン	血管内皮細胞から得られるトロンボモジュリン及び生物工学的方法によって得られた変性トロンボモジュリンについて、血液分画物として第 30.02 項に分類される旨を明確化。

## 分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1902.30 号	ミートボールを含有する調製食料品	ミートボール、パスタ等を含有する調製食料品(全体における肉の含有率は 20%以下)につき、その他のパスタとして第 1902.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2005.80 号	スイートコーンの粉	熱処理したスイートコーンの粉につき、調製したスイートコーンとして第 2005.80 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2008.99 号	冷凍おたねにんじん	冷凍おたねにんじんにつき、保存に適する処理をした、その他植物の食用の部分として第 2008.99 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	消化を助けるタブレット	様々な香辛料、ハーブ、塩等から成る、消化を助けるタブレットにつき、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類(通則 1)。
第 3824.90 号	水パイプ用の石	水パイプに入れて用いる、香味物質等を染み込ませた石(ニコチンは含まない。)につき、その他の化学調製品として第 3824.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3913.90 号	多糖類	バクテリア発酵で得られたガム状の多糖類につき、その他の天然の重合体として第 3913.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

## 主な改正の概要（平成 26 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 4303.90 号	毛皮から作られた敷物	頭部(はく製)、尾部及び足部の付いたクマの毛皮から作られた敷物につき、その他の毛皮製品として第 4303.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 5402.20 号	テクスチャード加工された強力糸	テクスチャード加工された強力糸につき、強力糸として第 5402.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6204.62 号 第 6206.30 号 第 6214.90 号	3つの要素から成る民族衣装	セットとして取引されるズボン、チュニック及びショールにつき、分離して、それぞれ第 6204.62 号、第 6206.30 号又は第 6214.90 号に分類(通則 1(第 11 部注 14)及び 6)。
第 8473.30 号	LED バックライトユニット	携帯用の自動データ処理機械に組み込まれる、LED(発光ダイオード)バー及び光学部品から成る LED バックライトユニットにつき、自動データ処理機械の部分品として第 8473.30 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(b))及び 6)。
第 8517.70 号	静電容量式タッチスクリーン	携帯電話用の静電容量式タッチスクリーンにつき、携帯電話の部分品として第 8517.70 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(b))及び 6)。
第 8517.70 号	タッチセンシティブ AMOLED ディスプレイモジュール	携帯電話用のタッチセンシティブ AMOLED(アクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード)ディスプレイモジュールにつき、携帯電話の部分品として第 8517.70 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(b))及び 6)。
第 8537.10 号	抵抗式タッチスクリーン	汎用性のある抵抗式タッチスクリーンにつき、電気制御用の物品として第 8537.10 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(a))及び 6)。
第 8543.70 号	LED スポットランプ及び LED 電球	制御回路を含む LED スポットランプ及び LED 電球の完成品につき、その他の電気機器として第 8543.70 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9403.20 号	チェックアウトカウンター	ベルトコンベヤを備えたチェックアウトカウンターにつき、その他の金属製家具として第 9403.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9705.00 号	動物のはく製	動物の全形又は頭部のはく製につき、動物学に関する収集品及び標本として第 9705.00 号に分類(通則 1)。

## 分類例規第二部(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 44.18 項	直交集成板	直交集成板の日本農林規格の制定に伴う改正。